

第1回 津山市総合計画審議会 次第

日 時 平成26年10月14日(火)
13時30分~
場 所 津山市役所 2F 大会議室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 市長あいさつ

4 審議会委員の紹介(審議会委員名簿・配席表)・・・・・・・・・・・・ P1~2

5 正副会長の互選

会長() 副会長()

6 会長あいさつ

7 報告事項

(1) 津山市総合計画審議会規則及び策定委員会設置要綱について・・・・ P4~7

8 協議事項

(1) 津山市総合計画審議会傍聴要領について・・・・・・・・・・・・ P9~10

(2) 総合計画策定要領について・・・・・・・・・・・・・・・・ P11~14

(3) 審議会等のスケジュールについて・・・・・・・・・・・・ P15

9 そ の 他

10 閉 会

津山市第5次総合計画審議会委員名簿

H26.10.14現在

| 番号 | 氏名 | よみがな | 所属団体 | 所属団体役職 |
|----|--------|-----------|-------------------|--------|
| 1 | 鵜崎 実 | うざき みのる | 美作大学 | 教授 |
| 2 | 小椋 懲 | おぐら つとむ | 阿波地域審議会 | 会長 |
| 3 | 菅田 貞男 | かんだ さだお | 加茂地域審議会 | 副会長 |
| 4 | 菊岡 美和 | きくおか みわ | 公募委員 | |
| 5 | 小西 大二郎 | こにしだいじろう | 津山工業高等専門学校 | 教授 |
| 6 | 坂本 道治 | さかもと みちはる | 津山市連合町内会 | 会長 |
| 7 | 須江 健治 | すえ けんじ | 津山青年会議所 | 理事長 |
| 8 | 杉山 和之 | すぎやま かずゆき | 久米地域審議会 | 会長 |
| 9 | 杉山 慎策 | すぎやま しんさく | 就実大学経営学部 | 学部長 |
| 10 | 鈴木 康正 | すずき やすまさ | NPO法人つやまNPO支援センター | 理事長 |
| 11 | 高山 科子 | たかやま しなこ | 津山市民生児童委員連合協議会 | 会長 |
| 12 | 竹内 佑宜 | たけうち ゆうき | 津山市観光協会 | 会長 |
| 13 | 武川 信吾 | たけかわ しんご | 津山市体育協会 | 理事長 |
| 14 | 田村 正敏 | たむら まさとし | 作州津山商工会 | 会長 |
| 15 | 土井 京三 | どい きょうぞう | 津山市社会福祉協議会 | 常務理事 |
| 16 | 土居 道宏 | どいまさひろ | 津山市小学校校長会 | 会長 |
| 17 | 土居 義幸 | どい よしゆき | 津山市保育協議会 | 会長 |
| 18 | 土肥 祥嗣 | とひ しょうじ | 津山市消防団 | 団長 |
| 19 | 豊田 昌穂 | とよた まさとし | 津山市PTA連合会 | 会長 |
| 20 | 根岸 健二 | ねぎしけんじ | 岡山県津山警察署 | 署長 |
| 21 | 野々上 正成 | ののうえ まさあき | 津山市中学校校長会 | 会長 |
| 22 | 早瀬 賢治 | はやせ けんじ | 津山農業協同組合 | 代表理事専務 |
| 23 | 廣本 慎太郎 | ひろもとしんたろう | 公募委員 | |
| 24 | 福田 直樹 | ふくだ なおき | 津山市森林組合 | 参事 |
| 25 | 藤本 貴子 | ふじもと たかこ | 津山愛育委員連合会 | 会長 |
| 26 | 藤本 肇 | ふじもと つよし | 津山市老人クラブ連合会 | 会長 |
| 27 | 牧野 大作 | まきの だいさく | 津山商工会議所 | 会頭 |
| 28 | 松尾 直光 | まつお なおみつ | 津山市医師会 | 会長 |
| 29 | 村木 正司 | むらき まさし | 岡山県美作県民局 | 局長 |
| 30 | 八木 芙佐子 | やぎ ふさこ | 津山市文化連盟 | 会長 |
| 31 | 山本 祐之 | やまもと ゆうし | 勝北地域審議会 | 副会長 |

(50音順 敬称略)

津山市総合計画審議会配席表

* 敬称 略

| | | | |
|-------------------|---------------------|-----------------|--------------------|
| 津山市消防団 団長 土肥祥嗣 | 津山市保育協議会 会長 土居義幸 | 美作大学 教授 鵜崎 実 | 阿波地域審議会 会長 小椋 戀 |
|-------------------|---------------------|-----------------|--------------------|

会長 副会長

津山市 P T A 連合会
会長 豊田 昌穂

岡山県津山警察署
署長 根岸 健二

津山市中学校校長会
会長 野々上正成

津山農業協同組合
代表理事専務
早瀬 賢治

市民公募委員
廣本 慎太郎

津山市森林組合
参事 福田 直樹

津山愛育委員連合会
会長 藤本 貴子

津山市老人クラブ
連合会
会長 藤本 毅

津山商工会議所
会頭 牧野 大作

傍聴者席

津山市医師会
会長 松尾 直光

岡山県美作県民局
局長 村木 正司

津山市文化連盟
会長 八木 茉佐子

勝北地域審議会
副会長 山本 祐之

加茂地域審議会
副会長 菅田 貞男

市民公募委員
菊岡 美和

津山工業高等専門学校
教授 小西 大二郎

津山市連合町内会
会長 坂本 道治

津山青年会議所
理事長 須江 健治

久米地域審議会
会長 杉山 和之

就実大学
経営学部長 杉山 慎策

N P O 法人つやま N P O
支援センター
理事長 鈴木 康正

津山市民生児童委員会
連合協議会
会長 高山 科子

津山市観光協会
会長 竹内 佑宜

津山市体育協会
理事長 武川 信吾

作州津山商工会
会長 田村 正敏

津山市社会福祉協議会
常務理事 土井 京三

津山市小学校校長会
会長 土居 道宏

| | | | |
|------|--|--|--|
| 傍聴者席 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| | | | | |
|--------------------|---------------|------------------|--------------------|------------------|
| 津山市成長戦略政策官 野口 薫 | 津山市長 宮地 昭範 | 津山市特別理事 常藤 勘治 | 津山市政策調整室長 小賀 智子 | 津山市政策調整室 定久 誠 |
|--------------------|---------------|------------------|--------------------|------------------|

| | |
|-----|---|
| 事務局 | 総合計画策定コンサルタント つながる地域づくり研究所 代表理事 一井暁子 |
|-----|---|

| |
|------------------------|
| つながる地域づくり研究所 専務理事 林 和弘 |
|------------------------|

報道関係者席

7 報告事項

(1) 津山市総合計画審議会規則・策定委員会設置要綱について

津山市総合計画審議会規則

津山市規則第32号
平成26年9月1日

（目的）

第1条 この規則は、津山市執行機関の付属機関設置条例（昭和62年津山市条例第24号）第4条の規定により、津山市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 審議会は、津山市総合計画に関し、市長の諮問に応じて審議し、その結果を市長に答申するものとする。

（委員）

第3条 審議会は、委員35人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 市民団体の代表
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が特に必要と認める者

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が必要と認めたときに招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 審議会の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、総合企画部政策調整室において処理する。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

津山市総合計画策定委員会設置要綱

津山市訓令第20号

平成26年8月1日

（目的及び設置）

第1条 津山市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定を計画的かつ円滑に推進するため、津山市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、総合計画策定に係る総合調整及び原案作成事務を所掌し、その内容を必要に応じて市長に報告するものとする。

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長、顧問及び委員をもって組織する。

2 委員長は、特別理事をもって充て、会務を総理する。

3 副委員長は、教育長及び水道事業管理者をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 顧問は、副市長をもって充てる。

5 委員は、総合企画部長、総務部長、総務部参与、財政部長、財政部参与、クリーンセンター建設事務所長、環境福祉部長、環境福祉部参与、こども保健部長、産業経済部長、産業経済部参与、都市建設部長、地域振興部長、学校教育部長、生涯学習部長及び水道局長をもって充てる。

（委員会の会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が必要と認めたときに招集する。

2 委員会の会議は、委員長が議長となる。

3 委員長が必要と認めたときは、会議に関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

（幹事会の設置）

第5条 委員会の補助機関として、幹事会を置く。

2 幹事は、政策調整室長、成長戦略政策官、総務課長、財政課長、クリーンセンター建設事務所企画調整官、環境福祉部企画調整官、こども保健部企画調整官、産業経済部企画調整官、都市建設部企画調整官、地域振興部企画調整官、学校教育部企画調整官、生涯学習部企画調整官及び水道局企画調整官

をもって充てる。

- 3 幹事会に幹事長を置き，政策調整室長をもって充てる。
- 4 幹事会に副幹事長を置き，財政課長をもって充て，幹事長を補佐し，幹事長に事故あるときは，その職務を代理する。
- 5 幹事会の会議は，幹事長が必要と認めたときに招集する。

（幹事会の所掌事務）

第6条 幹事会は，次に掲げる事務を処理する。

- (1) 総合計画策定に係る各部署間の連絡調整に関すること。
- (2) 各部署が作成した素案の調整に関すること。
- (3) 委員会の会議に付すべき事案の調整に関すること。
- (4) 前各号のほか委員会の指示事項に関すること。

（ワーキンググループの設置）

第7条 幹事会の補助機関として，ワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループの構成員は，所属長の推薦する者をもって充てる。

（ワーキンググループの職務）

第8条 ワーキンググループは，幹事会の会議に付すべき事案の調整及び幹事会の指示事項の処理のほか，所属長の指示により所属部署における素案の調整を行うものとする。

（委員会，幹事会及びワーキンググループの庶務）

第9条 委員会，幹事会及びワーキンググループの庶務は，政策調整室において処理する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか，総合計画の策定に関し必要な事項は，市長が別に定める。

付 則

この要綱は，公示の日から施行する。

津山市第5次総合計画 策定委員会名簿

| 職名 | 役職 | 氏名 |
|------|----------------|------|
| 顧問 | 副市長 | 大下順正 |
| 委員長 | 特別理事 | 常藤勘治 |
| 副委員長 | 教育長 | 田村芳倫 |
| 委員 | 総務部長 | 坂手宏次 |
| " | 総務部参与 | 米井章憲 |
| " | 財政部長 | 山本倫史 |
| " | 財政部参与 | 政岡大介 |
| " | クリーンセンター建設事務所長 | 上田輝昭 |
| " | 環境福祉部長 | 井上純輔 |
| " | 環境福祉部参与 | 友末憲良 |
| " | こども保健部長 | 忠政堅之 |
| " | 産業経済部長 | 光井俊之 |
| " | 産業経済部参与 | 清水彰朗 |
| " | 都市建設部長 | 村上祐二 |
| " | 地域振興部長 | 植月優 |
| " | 学校教育部長 | 和田賢二 |
| " | 生涯学習部長 | 松尾全人 |
| " | 水道局長 | 原田博史 |

津山市第5次総合計画 幹事会名簿

| 職名 | 役職 | 氏名 |
|------|-----------------|------|
| 幹事長 | 総合企画部次長 | 小賀智子 |
| 副幹事長 | 財政部次長 | 岡完治 |
| 幹事 | 総合企画部次長 | 野口薰 |
| " | 総務課長 | 森上譲 |
| " | クリーンセンター建設事務所次長 | 甲田勉 |
| " | 環境福祉部企画調整官 | 谷口克典 |
| " | こども保健部次長 | 織田敬子 |
| " | 産業経済部企画調整官 | 今村弘樹 |
| " | 都市建設部次長 | 鈴木洋二 |
| " | 地域振興部次長 | 皆木憲吾 |
| " | 教育総務課長 | 戸田博人 |
| " | 生涯学習部企画調整官 | 明楽智雄 |
| " | 水道局次長 | 梶岡潤二 |

事務局名簿

| 職名 | 役職 | 氏名 |
|-----|---------|------|
| 事務局 | 特別理事 | 常藤勘治 |
| " | 総合企画部次長 | 小賀智子 |
| " | 総合企画部次長 | 野口薰 |
| " | 政策調整室主幹 | 定久誠 |
| " | 政策調整室主査 | 河野茂夫 |
| " | 政策調整室主査 | 杉山洋 |
| " | 政策調整室主査 | 福田倫文 |

8 協議事項

(1) 津山市総合計画審議会傍聴要領について

(2) 総合計画策定要領について

(3) 審議会等のスケジュールについて

津山市総合計画審議会傍聴要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、津山市総合計画審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開等）

第2条 会議は、公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

（1）津山市情報公開条例（平成11年津山市条例第2号）第7条各号に掲げる情報該当すると認められる事項について審議等を行う場合

（2）会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等に著しい支障が生じると認められる場合

2 前項ただし書の規定による会議の非公開は、会議において決するものとする。

（開催の周知）

第3条 会議の開催は、公開、非公開にかかわらず、原則として会議開催日の1週間前までにインターネット等により周知するものとする。周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。

（傍聴者の定員）

第4条 会議の傍聴者の定員は、10人とする。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、特に必要があると認めるとときは定員を変更することができる。

（傍聴の手続）

第5条 会議を傍聴しようとする者は、会議の当日、開会予定時刻の30分前までにあらかじめ指定する場所で傍聴者名簿に必要事項を記入し、傍聴の申出をしなければならない。

2 傍聴の申出をした者が定員を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定するものとする。

3 会長は、第1項の規定により傍聴の申出を受けたときは、会議の傍聴を認めた者に傍聴許可証を交付し、当日に限り会議の傍聴を許可する。

（傍聴許可証の着用等）

第6条 傍聴者は、会場にあるときは、常時傍聴許可証を着用しなければならない。

2 傍聴者は、傍聴を終えたときは、傍聴許可証を返還しなければならない。

（傍聴をすることのできない者）

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

（1）銃器その他危険なものを持っている者

（2）酒気を帯びていると認められる者

（3）張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

（4）笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類又は拡声器を持っている者

（5）前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴者の守るべき事項）

第8条 傍聴者は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

（1）会場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

（2）会場において発言しないこと。

（3）みだりに席を離れないこと。

（4）飲食又は喫煙をしないこと。

（5）会議場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。

(6) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第9条 傍聴者は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴者がこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第11条 会長は、この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し臨機の処置をとることができる。

付 則

この要領は、平成26年10月14日から施行する。

津山市第5次総合計画策定要領(案)

1 計画策定の背景と趣旨

本市は、平成18年度（2006年度）に、平成27年度（2015年度）を目標年次とする総合計画を策定し、「笑顔かがやく福祉都市」「誇り感じる教育文化都市」「元気あふれる産業振興都市」「自然豊かな環境共生都市」「心やすらぐ安全快適都市」の5つの都市像を目標に掲げ、計画的、総合的にまちづくりを進めてきました。

この間、経済のグローバル化の進展により、わが国は、産業の空洞化が進み、経済・雇用環境は大きく変化しました。それに加え、人口減少、少子高齢化の急速な進行により、数十年後には、消滅する自治体も発生するという予測がなされるなど、本市を取り巻く状況は、ますます厳しくなると思われます。

このような中、本市におきましては、今後の社会情勢の変化を的確に捉え、直面している諸課題を総合的に分析し、市民と行政が一体となって、新たなまちづくりに取り組んでいかなければなりません。

そのため、本市では、30年後を見据えた平成28年度から平成37年度までの10年間の計画として、第5次総合計画を策定します。

2 計画の名称

津山市第5次総合計画

3 計画の期間

平成28年度～平成37年度

4 計画の構成と計画期間

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画をもって構成します。

（1）基本構想

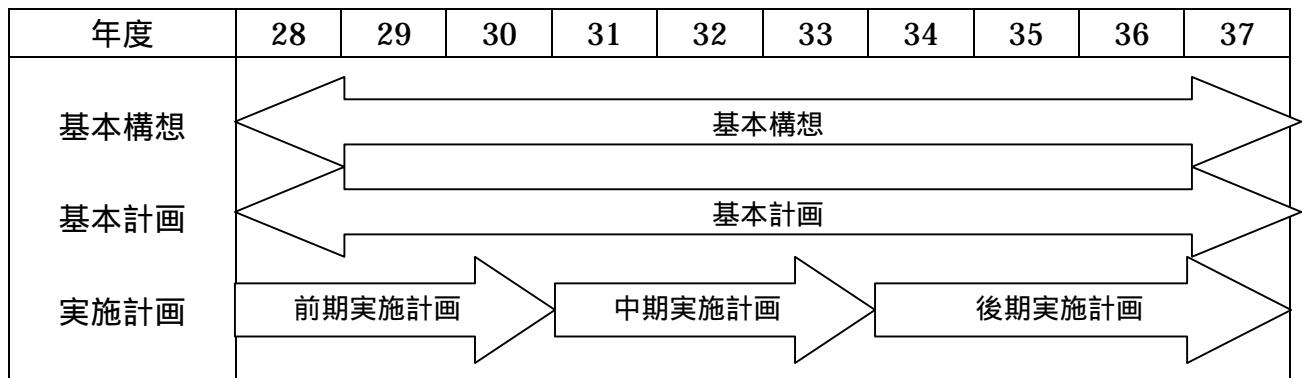
津山市のまちづくりの基本理念及び将来像を定めるとともに、将来像の実現と市民の満足度向上に向けての基本的な政策大綱を示すものです。

（2）基本計画

基本構想に定める将来像の実現に向けて、政策大綱に従い、体系的に分野別施策を示すものです。

（3）実施計画

基本計画に示された分野別施策の具体的な実施計画を明らかにするものです。実施計画の期間は、必要に応じてローリングしていきます。



5 計画策定の手法

計画策定は、市民参画や、市民の意向などを最大限取り込む手法をとるものとします。そのため、次のような懇談会等を開催するとともに、パブリックコメントを実施して、市民のまちづくりについての提言、提案をとりまとめ、基本構想、基本計画に反映させます。

(1) 地区別懇談会

旧津山地域、加茂、阿波、勝北、久米地域において、町内会支部を基本とし、エリアごとに懇談会を開催します。

(2) 分野別等懇談会

(3) パブリックコメント

総合計画の策定に幅広い住民の意見や提案を反映させるために、市広報及びインターネットによるパブリックコメントを実施します。

(4) ワークショップ

(5) 市民満足度調査

6 計画策定体制（別紙計画策定フロー参照）

(1) 庁内策定体制

総合計画の策定にあたっては、全庁的な体制のもと実施します。

総合計画策定委員会

副市長、特別理事、教育長、部長級の職員で構成する総合計画策定委員会を置き、計画策定の総合調整及び原案を作成します。

【策定委員会委員】副市長、特別理事、教育長、総務部長、総務部参与、財政部長、財政部参与、クリーンセンター所長、環境福祉部長、環境福祉部参与、こども保健部長、産業経済部長、産業経済部参与、都市建設部長、地域振興部長、学校教育部長、生涯学習部長、水道局長

幹事会

ワーキンググループからの素案を取りまとめ、全体計画の原案を作成する組織として、企画調整会議のメンバーで構成する幹事会を置きます。

【幹事会委員】 政策調整室長、成長戦略政策官、総務課長、財政課長、クリーンセンター企画調整官、環境福祉部企画調整官、こども保健部企画調整官、産業経済部企画調整官、都市建設部企画調整官、地域振興部企画調整官、学校教育部企画調整官、生涯学習部企画調整官、水道局企画調整官

ワーキンググループ

各分野にワーキンググループを置き、素案の作成を行う。職員の発案や意見を計画に反映させるとともに、部内外の総合調整を行います。

(2) 外部体制

審議機関（市長の付属機関）

学識経験者や各界代表者等で構成する総合計画審議会を設置し、市長の諮問に応じ計画案に関する事項について審議し、その結果を答申します。また、審議会委員は、市長が委嘱します。

関係行政機関の職員

地域審議会の委員

市民団体の代表

学識経験を有する者

市民公募による者

7 策定スケジュール（予定）

平成26年度（実施内容、時期が変更になる可能性があります。）

| | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
|-----------|---|----|----|----|---|---|---|
| 審議会 | | | ■ | | | | |
| 地区別懇談会 | | | | | ■ | | |
| 分野別等懇談会 | | | | | | ■ | |
| 市民への周知・啓発 | | □ | □ | ■ | | | |

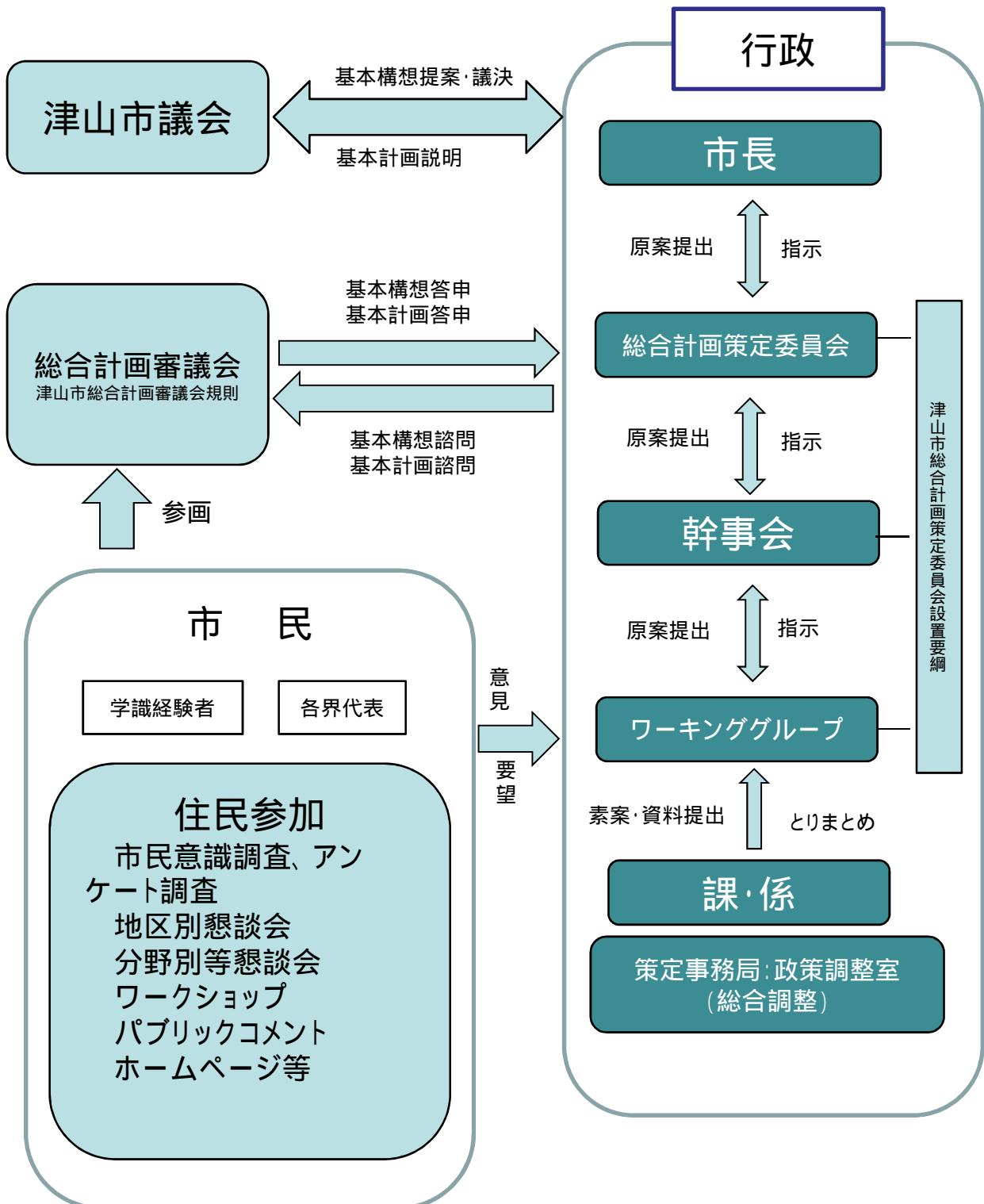
平成27年度（実施内容、時期が変更になる可能性があります。）

| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
|--------------|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|
| 審議会 | | ■ | | | | | | | | ■ | | |
| アンケート調査等 | | ■ | ■ | ■ | ■ | | | | | | | |
| 基本構想・計画諮問・答申 | | | | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | | |
| パブリックコメント | | | | | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | | |
| 市民への周知・啓発 | □ | □ | ■ | | | | | | | | ■ | |

8 その他

- (1) この計画は、国、県の長期ビジョン、晴れの国おかやま生き活きプラン、その他これらに類する諸計画との整合性を図ることとします。
- (2) この計画は、策定時における本市の行政区域を対象としますが、特に広域的な配慮が必要とされるものについては、その内容において、広域生活圏、経済圏の実態に即し市域外の要素も考慮に入れることとします。
- (3) この計画は、本市の最上位に位置づけられるもので、各個別計画は整合性をとることとします。

第5次総合計画策定体制図



津山市総合計画審議会運営スケジュール（案）

1. 会議の開催

会議開催日及び開催時間は、原則として以下のとおりとします。

2. 日 程 下記のスケジュールとします。

3. 開催時間 午後1時30分から

4. 開催場所 津山市役所

津山市総合計画審議会スケジュール

| 回 数 | 開催日時 | 開催場所 | 備考 |
|-------------|----------------------------|---------------|----|
| 第1回会議 | 平成26年10月14日(火) 午後1時30分~ | 津山市役所 大会議室 | |
| 第2回会議 | 平成27年1月中旬予定 | 津山市役所 大会議室 | |
| 第3回会議 | 平成27年3月下旬予定 | 津山市役所 大会議室 | |
| 第4回会議 以降 | 平成27年4月以降 第10回まで予定 | 未 定 | |